

盛岡広域振興局長告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年4月1日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 岩手平館線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡岩手町大字沼宮内第1地割6番10地先から八幡平市平館第9地割267番1地先まで	新	m 70.0~6.5	m 18,054.4
岩手郡岩手町大字沼宮内第1地割6番10地先から八幡平市平館第9地割74番2地先まで	旧	70.0~6.4	18,315.6

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- イ 期間 平成28年4月1日から同年5月2日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大更八幡平線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市大更第36地割253番5地先から田頭第26地割116番1地先まで	新	m 37.6~11.4	m 2,266.8
八幡平市大更第24地割8番3地先から田頭第26地割116番1地先まで	旧	16.9~8.5	1,927.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- イ 期間 平成28年4月1日から同年5月2日まで

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大更停車場線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市大更第25地割86番1地先から大更第21地割30番10地先まで	新	m 18.3~7.7	m 402.1
八幡平市大更第25地割86番1地先から大更第21地割40番1地先まで	旧	18.3~7.7	598.4

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- イ 期間 平成28年4月1日から同年5月2日まで

- 4(1) 道路の種類 国道
- (2) 路線名 282号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市大更第1地割17番2地先から平館第17地割2番地先まで	新	B 70.8～16.6 m	m 8,996.4
	旧	A 47.4～7.3	9,004.4
		B 107.1～16.6	8,996.4

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター

イ 期間 平成28年4月1日から同年5月2日まで